

「令和 5 年度地域団体商標等を活用したブランディング支援事業」 支援先団体 募集要項

＜＜ 募集締切：2023 年 9 月 8 日（金）正午まで ＞＞

実施主体：近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室
事業請負機関（事務局）：株式会社地域計画建築研究所（アルパック）

関西には豊富な地域資源（農産物・海産物、特産品、歴史・文化、自然・風土、観光地等）が存在します。著名なブランド品として国内外に広く知られているものが少なくありませんが、その知名度が地域内にとどまっているものも多いのが現状です。潜在的な魅力を有するこれらの地域資源を一つでも多く磨き上げ、広く認知されるブランドとしていくことは、地方創生や地域活性化に資する重要な取組です。国内外に通用するブランドにするためには、地域団体商標等を活用したブランド戦略の展開、地域産品等の「モノ」の商品価値の向上に加えて、地域の風土や歴史、文化等のイメージや体験・観光等のコトの磨き上げなど、ブランドの形成期から地域一丸となって取り組むことが肝要です。

そこで、近畿経済産業局（以下、「当局」という。）では、関西に豊富に存在する地域資源（農産物・海産物、特産品、歴史・文化、自然・風土、観光地等）について、商品等のブランド力向上と地域ブランド化の取組を推進し、大阪・関西万博の機会を捉えて更なる飛躍につなげることを目的に、地域団体商標等の知的財産を活用したブランド形成に意欲的な団体等を対象に、検討会議を通じてブランド戦略策定と、地方創生の取組を後押し致します。

つきまして、支援対象となる地域ブランドを有する団体を、当局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）より最大 2 団体募集いたします。支援希望のある当該団体の皆様は、以下の募集要項をご確認の上、お申込みください。また、本業務の事務局として、(株)地域計画建築研究所（略称；アルパック）に委託しております。お問い合わせやお申込みにつきましては、事務局にご連絡ください。最終的な支援先の決定については、募集締切後、速やかに当局にて選考を行い、結果を事務局よりご連絡いたします。

1. 支援概要

当局が、支援先団体の状況も踏まえ、支援先1団体等につき1名の支援リーダー（地域ブランドの確立等に係る専門的な知見を有する支援人材）を選定します。支援リーダーが中心となって、支援プログラムの作成、検討会議の開催、試作品や商品等を展示する機会の創出、地域ブランド戦略（アクションプラン）の策定など、各種支援を実施する予定です。また、検討会議においては、具体的な課題やテーマに応じた専門家の招聘も予定しています。

2. 支援内容

（1）事前ヒアリング

- 支援先団体等に対し、支援リーダーを中心に、2時間程度の現地訪問ヒアリングを実施。

- ・現地訪問ヒアリングの内容（例）；
 - － 支援地域及び地域産品等の現状や課題、ブランド化に向けた要望や課題抽出等

（2）支援プログラムの作成

- 事前ヒアリングを基に、支援リーダーと当局で協議の上、支援プログラムを策定。

- ・支援プログラムに含める内容（例）；
 - － 支援先団体等・地域の状況の整理
 - － 当該地域の課題及び支援ニーズの整理
 - － 支援の進め方及び手法
 - － 各回の検討会議内容（各回のテーマ、講師案）

（3）検討会議の開催（全5回）

- 知的財産を活用した地域ブランドの確立に向けた方針を取りまとめることを主眼に、支援先団体をはじめとする地域ブランド関係者の出席する会議を開催。

- ・検討会議の概要
 - － 1回あたり2時間程度、全5回開催
 - － 支援先団体が選定する地域ブランドの関係者が出席（支援先団体が依頼、最大20名程度）
 - － 各会のテーマに応じた専門家を招聘（第5回を除く）
 - － 原則現地開催（やむを得ない場合web開催も可能）
 - － 会場は原則支援先団体が確保
 - － 資料は原則事務局により印刷

【注意事項】

- ・会場に係る費用（基本使用料やマイク等の備品一式）は原則支援先団体でご負担願います。
- ・検討会議の内容（例）
 - － 支援先団体等の状況に応じて、下記の内容等を検討材料として、セミナーやワークショップ形式等による支援を実施。

- * 地域分析（内部分析）及び市場動向分析（他地域事例の分析を含む）
- * 地域課題の抽出
- * ビジョンの検討
- * ブランドコンセプトまたは商品定義の検討
- * 地域団体商標等の活用に関する取組支援
- * 地域ブランド化に向けた取組方策の検討
- * 地域商品のブランド力強化に関する支援（顧客分析、それぞれの地域商品のブラッシュアップ）
- * 地域商品の販売力強化支援 など

（４）試作品や商品等を展示する機会の創出（検討会議開催期間中に実施）

- 必要に応じて展示会（公的機関が連携する展示会や物産展、観光フェアを想定）への出展機会を提供。

- ・出展概要（予定）
 - － 令和 6 年 1 月～2 月頃の展示会を想定
 - － 出展、及び備品・装飾等の一部を支援（上限あり）

（５）地域ブランド戦略（アクションプラン）の策定

- 検討会議の内容等を基に、今後 3 年程度の行動計画となる地域ブランド戦略（アクションプラン）を策定
 - ・地域ブランド戦略（アクションプラン）の概要
 - － 外部公表用としてとりまとめ（A4 サイズ 2 頁程度）
 - － 内部共有用として、支援プログラム、検討会議資料、検討会議議事録、アクションプランを一式取りまとめ（A4 サイズ 60 頁程度）
 - ・地域ブランド戦略（アクションプラン）の説明
 - － 支援リーダーと共に現地訪問し、支援先団体に対して内容を説明
 - － 上記の地域ブランド戦略（アクションプラン）とりまとめについて、外部公表用、内部共有用を各 2 部ずつ提供

3. 支援の主な流れ（予定スケジュール）※下線部は支援先団体の現地対応が必須

- ・ 9 月中旬： 支援先団体の選定結果通知、支援リーダーの選定
- ・ 9 月中旬～下旬： （１）事前ヒアリング
- ・ 10 月上旬： （２）支援プログラムの作成
- ・ 10 月中旬 （３）検討会議の開催（第 1 回）
- ・ 11 月中旬 （３）検討会議の開催（第 2 回）
- ・ 12 月中旬 （３）検討会議の開催（第 3 回）
- ・ 1 月中旬 （３）検討会議の開催（第 4 回）
- ・ 1 月下旬 （４）試作品や商品等を展示する機会を設定
- ・ 2 月中旬 （３）検討会議の開催（第 5 回）
- ・ 2 月下旬 （５）地域ブランド戦略（アクションプラン）の策定
- ・ 3 月上旬 （５）地域ブランド戦略（アクションプラン）の説明

4. 費用

原則、前述「2. 支援内容」のうち支援リーダー及び専門家派遣に係る費用並びに「2. 支援内容(4) 試作品や商品等を展示する機会の創出」の費用の一部を事務局が支出します。

5. 支援対象団体と応募条件

(1) 支援対象団体

●下記の条件を全て満たす団体

- ・近畿地域 2 府 5 県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に所在する管内の自治体や商工関係団体、事業協同組合等（地域団体商標取得の主体となり得る商工関係団体、事業協同組合による申請を推奨します）
- ・商標、地域団体商標や地理的表示等の知的財産を取得しようとしているか、または取得しており、地域ブランドの形成や発展を図ろうとする団体等

(2) 応募条件

●以下の①～⑪の全ての項目について同意頂けること。

- ①本支援のスムーズな実施が可能になるように、地元対応（本支援に係る説明等）をご協力頂けること。
- ②支援対象となる地域ブランドについて、申請団体等に加えて当該地域ブランドに関係する者の理解を得つつ、地域一丸となって取り組むこと。
- ③事前ヒアリングについて、本支援に係る協議と意思決定が可能な責任者にご対応頂くと共に、支援プログラムに含める内容について、支援先団体や地域の状況、課題、支援ニーズの整理について、支援リーダーや事務局からの求めに応じて、提供可能な範囲で積極的に情報提供（写真や資料提供等含む）にご対応頂けること。
- ④検討会議の開催にあたって、出席者への選定・出席依頼を実施すると共に、会場の確保や日程調整にご協力頂けること
- ⑤試作品や商品等を展示する機会について、出展手続き及び展示会主催団体による PR に必要な情報（文章や写真・資料等の素材）を事務局に提供し、校正チェック等に積極的に協力頂けること。
- ⑥試作品や商品等を展示する機会について、出展品に要する費用をご負担頂けること。また、出展料、及び備品・装飾等の支援には上限があることをご理解頂けること。
- ⑦試作品や商品等を展示する機会について、展示会への同席者を団体等から各日 2 名以上派遣頂けること。
- ⑧地域ブランド戦略（アクションプラン）の作成について、支援リーダーや事務局からの求めに応じて、提供可能な範囲で積極的に情報提供（写真や資料提供等含む）頂けること。
- ⑨地域ブランド戦略（アクションプラン）の現地訪問による説明について、検討会議出席者を始めとする当該地域ブランド関係者の代表としてご対応頂き、当該地域ブランド関係者各位への適切な共有を頂けること。
- ⑩新型コロナウイルスの感染拡大の状況など、当局の判断によりやむを得ず、「各支援のオンライン化」「展示会への出展中止」「事業内容の変更」等を行う場合があることを予めご理解・ご了承頂けること。
- ⑪以下の内容について、該当しないことを確約できること。
 - (1) 団体等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

- る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している

6. 支援団体選定と申込方法等

(1) 支援団体選定

- 支援先団体は最大2団体を選定します。
- 募集の締切後に当局と事務局により選定を実施します。必要に応じて当局または事務局より選定前ヒアリングをさせて頂く場合がございます。
- 選定結果は9月中旬ごろに事務局より各支援先団体の窓口担当者様にご連絡いたします。

(2) 申込方法等

別添「応募申込書」を、締切日までに近畿経済産業局担当まで電子メールにてご提出ください。

【締切日】

2023年9月8日（金）正午まで

【提出方法】

近畿経済産業局担当の田野、木下宛に電子メールでご提出ください。

メールアドレス：bzl-kin-patent@meti.go.jp

※添付ファイルの容量が1OMBを超える場合は、ファイル転送サービスなどをご利用ください。

■実施主体・お申込み先

近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室（担当：田野、木下、松本）

電話：06-6966-6016

■お問い合わせ先

（事務局）

株式会社地域計画建築研究所（略称；アルパック）

住 所：〒600-8007 京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町 82

TEL：075-221-5132(代) / FAX：075-256-1764

責任者：高野

担当者：益山、武藤、吉田、松田

以上